

# ぎふ労働局 通信 2026 6

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に

「希望」の会社を「失望」に変えない



## 各種ハラスメント対策義務化に向けたご準備を～カスタマーハラスメント編～

10月1日施行の改正労働施策総合推進法によりカスタマーハラスメント対策が、改正男女雇用機会均等法により求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策がそれぞれ義務化されます。6月号ではカスタマーハラスメント対策についてご案内します。

### 【カスタマーハラスメントの定義】 下記①～③の要素をすべて満たすものです。

- ①顧客等の言動であって、  
今後顧客・利用者になる可能性がある者や事業に関係を有する者など広く含みます。
- ②その雇用する労働者が従事する義務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、過度な要求（商品と関係がない要求、不当な損害賠償要求など）のほか、手段・態様（脅迫、土下座の強要など）も判断の対象です。対面で行われるものの以外に、電話やSNSなどのインターネット上において行われるものも含みます。
- ③労働者の就業環境が害されるもの  
労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

### 【法改正によって義務化された防止措置】

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知、啓発する
  - ・カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を労働者に周知する
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
  - ・特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する
- そのほか併せて講ずべき措置
  - ・相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
  - ・相談したこと等を理由として不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する



厚生労働省ハラスメント対策総合情報サイト「明るい職場応援団」では、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを公開しています。一部業種は業種別マニュアルもございます（スーパーマーケット業編・宅配業編）。ぜひご参考ください。

総合情報サイト  
明るい職場  
応援団



対策企業  
マニュアル



スーパー  
マーケット業



宅配業



カスタマーハラスメントの中には、極めて悪質な行為も存在します。被害に遭い、委縮してしまうような状況でもなお毅然とした対応をとるには、事前の準備が不可欠です。労働者の心身の健康はもちろん、会社の経営等にも悪影響を及ぼす可能性のあるカスタマーハラスメントへの対策を、この機会にぜひ労働者と共に考え、方針を定めて周知・啓発するご対応をお願いします。

# 労働保険の年度更新



## 【申告・納付期間】

6月1日（月）～7月10日（金）

- 労災保険料率、一般拠出金は令和7年度と同率です。
- 雇用保険料率は令和8年4月1日より改定されています。



年度更新申告書の書き方はこちら



年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

便利な電子申請をぜひご利用ください



料率（改定後）	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

## 「全国安全週間」

令和8年度スローガン  
多様な人材 全員参加  
みんなで育てる安全職場



今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

7月1日から7日までを「全国安全週間」、6月1日から30日までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

## 新規中学・高校卒業者 求人受付開始

令和9年3月に中学・高校を卒業する生徒を対象とした求人受付が、令和8年6月1日から始まります。

応募先を検討する生徒や保護者、教諭に対し積極的にアピールするチャンスが増えますので、早期の提出がお勧めです。申し込みは十分にご検討された採用計画により行っていただき、安易な募集の中止、内定取消とにならないようご配慮をお願いします。

求人申込みの手続きなど、お問い合わせは管轄のハローワークまで。



## ともに働き、ともに支える社会へ「外国人雇用啓発月間」

政府としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、厚生労働省では6月を「外国人雇用啓発月間」とし、適正な外国人雇用についての啓発活動を積極的に行っていきます。

外国人雇用はルールを守って適正に



外国人（特別永住者等を除く）の雇入れと離職の際には、ハローワークに氏名、在留資格などを届け出ていただく必要があります。外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは岐阜労働局職業対策課（電話 058-245-1314）または管轄のハローワークまで。

厚生労働省 委託事業

ぎふ働き方改革推進支援センター

6月15日（月）熱中症の基礎知識と応急手当～基本対策のススメ～

6月17日（水）働き方改革推進支援助成金について  
6月19日（金）えるばし認定取得入門セミナー

6月23日（火）女性が輝く企業は、未来が輝く  
6月25日（木）採用時のトラブルを防ぐ注意点

2026年度業務改善助成金について

参加無料



2026年6月

オンラインセミナーのご案内